（政治資金規正法施行規則の一部改正）

第二十条　政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項及び第二十四条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第一号様式から別記第十一号様式まで及び別記第十四号様式から別記第三十号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（一斉開放弁の技術上の規格を定める省令の一部改正）

第二十一条　一斉開放弁の技術上の規格を定める省令（昭和五十年自治省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部改正）

第二十二条　泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和五十年自治省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部改正）

第二十三条　石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の四第三号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第十までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国勢調査施行規則の一部改正）

第二十四条　国勢調査施行規則（昭和五十五年総理府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）

第二十五条　火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）

第二十六条　中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二十七条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二号、様式第一号から様式第六号まで及び様式第八号から様式第十三号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（受信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）

第二十八条　受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（流水検知装置の技術上の規格を定める省令の一部改正）

第二十九条　流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和五十八年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第三十条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二の四第四項及び第二十二条の二の八第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第四の二まで、様式第五から様式第十七の四まで、様式第十七の五から様式第二十三まで、様式第三十八の三から様式第三十八の五まで、様式第三十八の八、様式第三十八の九、様式第三十八の十二から様式第四十七まで、様式第五十から様式第五十の三まで及び様式第五十二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（電気通信事業会計規則の一部改正）

第三十一条　電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二様式第一から様式第三まで及び様式第五から様式第十八まで並びに別表第二の二様式第一から様式第三までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（電気通信主任技術者規則の一部改正）

第三十二条　電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一号様式、別表第八号様式、別表第九号様式、別表第十二号様式及び別表第十四号様式から別表第二十二号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（工事担任者規則の一部改正）

第三十三条　工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第六号様式から別表第七号様式まで、別表第十号様式及び別表第十二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部改正）

第三十四条　動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第十号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（消防用吸管の技術上の規格を定める省令の一部改正）

第三十五条　消防用吸管の技術上の規格を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第三十六条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三十までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（危険物の試験及び性状に関する省令の一部改正）

第三十七条　危険物の試験及び性状に関する省令（平成元年自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

別表第三、別表第四、別表第七、別表第九、別表第十及び別表第十四中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。